

平成26年度 事務事業評価シート

事業の概要	事務事業名	災害見舞金等支給事業						担当部	健康福祉部							
	会計区分	一般会計			事業類型	一般		担当課	福祉総務課							
	事業期間	平成12年度以前			～	平成30年度以降		担当係	庶務係							
	総合計画 分野別計画	主目的	2 保健・福祉		10 地域福祉		2 地域福祉活動を普及・拡大するための仕組みを整えます									
		副目的														
	予算区分	款	3		項	5		目	1		大	2		中	1	
	根拠法令・個別計画	災害弔慰金の支給等に関する法律、小牧市災害見舞金支給要綱														
	目的 (対象をどの様な状態にするのか)	火災・風水害等(以下「災害等」という。)により、住宅に被害を受けた世帯に対し、市が応急対策として見舞金等を支給することにより、生活の安定を図る。														
	内容 (手段)	<p>◆25年度実施内容 見舞金の支給が必要と思われる災害が発生した場合に、すみやかに災害現場を調査し、要綱に該当すると認められる場合に見舞金等を支給した。 【支給額の基準】 ・災害見舞金 全焼・全壊 50,000円、半焼・半壊 30,000円、床上・浸水 15,000円 ・災害弔慰金(市民が自然災害により死亡した場合に、その遺族に支給) 限度額 500万円 ・災害障害見舞金(市民が自然災害により精神・身体に重度の障害を受けた場合にその者に対して支給) 限度額 250万円</p> <p>◆25年度直接経費の内訳 ・災害見舞金 半焼 2件×30,000円</p> <p>◆26年度直接経費の内訳 ・災害見舞金 950,000円 全焼・全壊 50,000円×10件 半焼・半壊 30,000円×10件 床上浸水 15,000円×10件 ・災害弔慰金 5,000,000円 ・災害障害見舞金 2,500,000円</p> <p>※H25決算額とH26予算額の金額が大きく異なるのは、執行残が発生するため。 (災害弔慰金、災害障害見舞金については、H25支給実績なし)</p>														
	受益者負担	無														

		単位	H23決算額	H24決算額	H25決算額	H26予算額		
コスト	費用	直接経費	千円	45	510	60	8,450	
		正職員	従事者数	人	0.01	0.01	0.01	0.01
			人件費	千円	52	52	52	52
		その他職員	従事者数	人	0.00	0.00	0.00	0.00
			人件費	千円	0	0	0	0
		費用合計		千円	97	562	112	8,502
	対前年比		%		579.3	19.9	7,591.0	
財源	一般財源	千円	97	562	112	8,502		
	国・県支出金	千円	0	0	0	0		
	その他財源	千円	0	0	0	0		

業	活動指標名	単位		H23	H24	H25	H26
	績	災害見舞金支給件数	件	目標	—	—	—
実績				2	11	2	
災害弔慰金支給件数		件	目標	—	—	—	—
			実績	0	0	0	
災害障害見舞金支給件数		件	目標	—	—	—	—
			実績	0	0	0	
成果指標名	単位		H23	H24	H25	H26	
災害見舞金支給件数	件	目標	—	—	—	—	
		実績	2	11	2		
		目標					
		実績					

事業の自己評価	平成25年度の実施結果	事業の達成状況	市内で発生した火災(半焼)による被災世帯2世帯に対し、市から災害見舞金を支給することで、生活を立て直すための援助ができた。			
		事業実施における課題	災害発生時に、速やかな現場確認と迅速な金銭的援助(災害見舞金等の支給)が求められる。			
		事業を縮小・廃止したときの影響	被災者に対しての金銭的援助がなくなり、対象者の生活の立て直しが困難になる。			
	平成26年度の改善内容	26年度における事業の改善・見直し内容(新規追加事項、廃止・削減事項等)	被災者に対し、迅速かつ円滑に災害見舞金等の支給を行うため、消防本部、区長及び民生委員・児童委員の方々との連携を強化する。			
	平成27年度の事業の方向性	方向性の判定	維持	事業のボリュームを現状規模で維持すべきもの(対象や手段を見直す場合も含む)		
	判定理由	被災者の日常生活の安定のための応急対策としての援助は必要であると考え、引き続き、現状の支援を行うこととする。				
	27年度以降の改善案	被災者の中には、単身世帯、高齢世帯など親族や身寄りのない方もいるため、消防本部、区長及び民生委員・児童委員の方々と連携しながら、迅速かつ円滑な災害見舞金等の支給を行う。				

二次評価	方向性の判定	判定理由
	維持	一次評価のとおり。